

# COVID-19 による制限に影響を受ける PEFC 認証された組織に対する FM 審査—ガイダンス

Version 2 (2020 年 5 月 11 日) [日本語訳]

## 背景

COVID-19 が世界中に広まったため、旅行（移動）や医療の制限が審査活動に影響を与えている。疫病の影響を受ける認証機関と認証された組織にある程度の柔軟性を与えるために、PEFC は以下のガイダンスを発行する。

旅行制限の結果を緩和する主な方法は、リモート（遠隔）審査の実行であり、これが十分でない場合は、認証期間の延長が認証書に影響する。このガイダンスは、「認定機関、CAB（適合性評価機関）、及び認証された組織に影響を与える特別な問題または状況の管理に関する IAF 情報文書 (IAF ID 3:2011-第 1 号)」及び、「審査/評価の目的に情報通信技術 (ICT) を使用するための IAF 必須文書 (IAF MD 4:2018-Issue 2)」に基づいている。

## ガイダンス

### 1 このガイダンスの、特定のルールを適用するための一般的な手順

- A. 認証機関は、認証された組織が COVID-19 問題の影響を受けた場合に、認証機関が取るべき手順の概要を示す文書化された方針とプロセスを策定する必要がある。この方針とプロセスは、個別認証であるとグループ認証であるに関わらず、今回影響を受ける認証された組織をカバーするものとする。
- B. この文書化された方針とプロセスには、認証の継続に関するリスクの評価を含めなければならない。必要に応じ、IAF ID 3:2011 年版 1 および IAF MD 4:2018 年版 2 に準拠した、信頼できるリモート審査を実施するための適切なリスク評価と実施方法も含めなければならない。認証機関は、上記のリスク評価と実施方法の中で、リモート審査とその後の現地審査を組み合わせても良い。この組み合わせというオプションの場合、認証機関は、現地審査において必要となる課題をすべて文書化し、問題点を発見し管理していく必要がある。
- C. 認証された組織が COVID-19 問題の影響を受けるかどうか、およびその程度についての証拠とするため、認証機関は、ケースごとに評価し文書化する必要がある。
- D. 認証機関はまた、認証された組織の所在場所を訪問することが審査員にとって困難または推奨されないために現地審査の計画/実施が実行不可能な場合（例えば、国または地域のルールによる制限、健康リスク、欠航等）に関連するリスクを考慮する必要がある。
- E. 今回の取扱いは、認証機関が実施した評価により、COVID-19 問題の影響を受ける認証された組織にのみ適用される。それ以外の場合は適用されない。

### 2 初回および再認証審査

A.初回（ステージ2）および再認証の審査は、リモート審査に置き換えることができない。ステージ1（事前評価）審査は、認証機関が信頼できるリモート審査を実施するためのリスク評価と実施方法を文書化している場合には、リモートで実施しても良い。

注：ステージ1は主に文書情報化された管理システムの検証に関係している。ステージ2の目的は、認証取得組織の管理システムの実施状況と有効性を評価することであり、現地審査を実施する必要がある。

B.再認証審査を実施できない場合、証明の有効期限は6か月を超えない期間で延長することができる。更に、6か月の期間が終了する時点において、その時点での旅行と医学的アドバイスに基づいて再検討する必要がある。

C.認証機関が、信頼できるリモート審査を実施するためのリスク評価と実施方法を文書化している場合には追加のリモート定期審査を実行しても良い。追加のリモート審査が成功した場合には、認証は元々の有効期限から12か月延長しても良い。

D.旅行と医療の制限が解除されたらすぐに、該当する規格およびその他の該当する手順に従って、現地審査を実施すること。

### 3 定期審査

A. 2020年中に計画されていた定期審査は、2020年末までの間で再予定を組むことができる。

B.認証機関が、信頼できるリモート審査を実施するためのリスク評価と実施方法を文書化している場合には、リモート定期審査を実行できる。

### 4 グループ組織の内部監視プログラム

A. グループ認証取得組織がCOVID制限の影響を受ける場合、年次内部監査プログラムは、2020年末までの間に再予定を組むか、またはリモートによる内部監査プログラムを実施することができる。

B.リモートによる内部監査の実施を希望するグループ認証取得組織は、リスク評価と実施方法を認証機関に提出し承認を得なければならない。

### 5 不適合の管理

A.既存の重大な不適合が現地審査なしでは解決できない場合、認証機関は、その解決の締め切り期限を最大6か月延長してもよい。

B.既存の軽微な不適合が現地審査なしでは解決できない場合、認証機関は、その解決の締め切り期限を最大12か月延長してもよい。

C.認証機関がリモート審査を実施している場合に発生したいかなる不適合にも、上記の通り、締め切り

期限の延長をしても良い。

D.旅行および医療の制限が解除されたらすぐに、認証機関はすべての、締め切り期限が延長された重大な不適合の再調査を行わなければならない、また可能な限り迅速に現地審査を実施しなければならない。

## 6 PEFC への通知

A. 認証機関は、認証の範囲及び有効期限に影響を与えるいかなる変更も PEFC に直ちに通知しなければならない。注：本件通知は SGEC/PEFC ジャパンを通じて行う。

B. 要請に応じて、認証機関は本ガイダンスで要求している文書化された情報を PEFC 本部に提出するものとする。

注：本件情報提供は SGEC/PEFC ジャパンを通じて行う。